



40歳未満のがん患者さんが自宅療養する際に必要なサービスを支援



小児・若年がん患者在宅療養生活支援のご案内

掛川市では、40歳未満のがん患者さんが、自宅で安心して日常を送れるよう、在宅サービス利用料の一部を助成し、患者さんとご家族の負担を軽減します。助成を受けるには、事前に申請が必要です。

助成の対象となる方 ～以下の項目すべてに該当する方～

- ・申請日から対象サービス利用時において、継続して掛川市に住民登録のある方
- ・がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者（医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で在宅支援や介護が必要な方
- ・対象サービス利用時に、40歳未満の方
- ・市税等を滞納していない方

茶のみやさんしろう
©掛川市

助成の内容

利用したサービスの経費の1割は自己負担となり、残りの9割を助成します。ただし、上限額を超えた額は自己負担となります。

サービスの内容	1割の自己負担を除いた助成上限額
居宅サービス (訪問介護・訪問入浴介護)	45,000円(月額)
福祉用具貸与 ※	27,000円(月額)
福祉用具購入 ※	45,000円(1人あたり)

※ 福祉用具貸与・購入については「掛川市小児慢性特定疾病児童日常生活用具費助成事業」にて給付を受けている20歳未満の方を除きます。

裏面もごらんください →

申請の流れ

サービス利用前に健康医療課に申請します。



申請内容を審査した後、利用決定（却下）通知を健康医療課より郵送します。



事業所と契約を結び、サービスを開始してください。



サービスを利用した月の翌月20日（利用月が3月の場合は、当月末日）までに請求手続きを、健康医療課へ毎月に行ってください。

申請に必要な書類等

- (1) 掛川市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書（様式第1号）
- (2) 掛川市小児・若年がん患者在宅療養生活支援に関する医師の意見書（様式第2号）
- (3) 印鑑（スタンプ式不可）

※(1)(2)は健康医療課（徳育保健センター）にあります。

掛川市のホームページからもダウンロードできます。

※医師の意見書作成時に証明費用が発生する場合、個人負担となります。

対象となる方が未成年の場合、その保護者の方が申請してください。

その場合、保護者との続柄がわかる書類が必要になる場合があります。

問合せ先・申請窓口

掛川市健康医療課 成人健診係 （徳育保健センター内）

住 所： 掛川市御所原9番28号

受付時間： 平日（月曜日～金曜日 祝祭日 年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時

電話番号： 0537-62-6151

